

公益認定等委員会 だより

第16号(その23)

平成25年

3月4日発行



内閣府主催シンポジウム「新たな公益活動の芽生えと今後の展望～震災後2年を前にして～」
において挨拶する稲田内閣府特命担当大臣

東日本大震災の発災から2年を迎えます。内閣府が去る一月二十九日に開催したシンポジウム「新たな公益活動の芽生えと今後の展望」では、震災からの復興活動を振り返り、今後の公益活動を展望する議論が行われました。本号では、その模様を御紹介しています。皆様の今後の活動の参考になれば幸いです。

<目次>

- P2 シンポジウム「新たな公益活動の芽生えと今後の展望～震災後2年を前にして～」
- ・主催者挨拶 池田委員長
 - ・来賓挨拶 稲田担当大臣
 - ・基調講演 曾野綾子さん
 - ・報告 両宮委員長代理
 - ・パネル・ディスカッション
- P6 事業計画書等の提出について
- P7 特例民法法人の移行の全体像について
- P8 申請サポートについて

内閣府への申請状況 (平成25年2月28日現在)

	申請件数	審査中	答申	取下げ
移行認定	2,177	138	1,886	114
移行認可	2,097	206	1,799	63
新規認定	192	36	131	24

移行認定: 特例民法法人から公益法人への移行
移行認可: 特例民法法人から一般法人への移行
新規認定: 新たに設立した一般法人から公益法人への移行

「新たな公益活動の芽生えと今後の展望～震災後2年を前にして～」

平成25年1月29日(火)に内閣府主催シンポジウム「新たな公益活動の芽生えと今後の展望～震災後2年を前にして～」を日本学術会議講堂で開催いたしました。

当日は、323名の方に参加いただき、作家の曾野綾子さんによる基調講演や、東日本大震災の復興活動で活躍される方によるパネルディスカッションが行われ、今後の公益活動について、貴重な御示唆が多くあったところです。

ここでは、その一部を御紹介いたします。



主催者挨拶 内閣府公益認定等委員会委員長 池田 守男

1. 本シンポジウム開催の趣旨

内閣府の公益認定等委員会委員長を務めております池田でございます。

本日は、大変お忙しい中にもかかわらず、内閣府主催シンポジウムにこのように大勢の皆様方に御出席いただき、深く感謝申し上げます。



御承知のように、東日本大震災から間もなく2年が経過しようとしております。震災は大変不幸なことではございますが、多くの個人や団体が寄附活動や復旧・復興活動に積極的に取り組んでおられます。これは、被災者の皆様の痛みを我が痛みとし、その苦しみを我が苦しみとする、他者とともに生きる、その姿の現われではないかと思っております。これこそが、喪失されつつある日本人の伝統的な精神、すなわち、互助・互恵・共助の精神が社会の中に蘇りつつあることにもつながるのではないかと考えております。

この新たな公益活動の芽生えを、私は、新しい時代に、そして、次の世代でさらに大きく広げてもらいたいと願う者の一人でございます。このことは、公益認定等委員会の委員7人の共通の思いでもあります。この思いを結実させるため、「新たな公益活動の芽生えと今後の展望」と題し、シンポジウムを開催させていただくことになったわけでございます。

2. シンポジウムの構成

本日、このシンポジウムに、大変お忙しい中にもかかわらず、稲田大臣に御出席いただいております。ありがとうございます。後ほど御挨拶を頂戴することになっております。

また、その後、私の尊敬してやまない曾野綾子先生から基調講演をいただくこととなっております。皆様御承知のように、曾野先生は、日本財団の会長を長く務められるとともに、貧困にあえぐ世界各国でボランティア活動に取り組んで来られました。さまざまな御経験をもとに貴重なお話をお聞かせいただけるのではないかと思います、楽しみにいたしております。

その後のパネルディスカッションでは、復旧・復興活動の現場で活躍しておられるSWEET TREAT311や、そうした活動を側面から支えておられる三菱商事復興支援財団やヤマトグループの取組を通じて、今後、公益活動を社会に根づかせるために、私たち自身がどのような使命、役割を持ってこれに臨めばいいのか、このシンポジウムがそういったことを考える機会になれば大変ありがたいと思っております。

3. 法人へのメッセージ

さて、新公益法人制度への移行期間が残り10カ月となっております。詳しくは後ほど委員長代理の雨宮より説明を申し上げますが、これまで委員会では約4,000件の申請を受け付け、約3,000件の答申を行ってきております。新公益法人制度の施行以降、公益認定等の審査を通じて、それぞれの法人の志や活動そのものに触れさせていただいております。その一つ一つが社会の中で大変重要な役割を担っておられ、また、その存在はかけがえのないものであるということ強く教えられております。

今後はぜひとも現在の使命をさらに深めていただくと同時に、多様化するニーズに応じて、新たな公益目的事業にチャレンジしていただくことを強く期待いたします。

また、今後はさらに個人や企業等の支援によって新たな公益法人や一般法人が数多く新たに誕生することにも期待しております。

我々委員会といたしましては、公益法人の皆様活動を下支えし、社会に定着させることが使命であると考えております。移行期間終了後も、引き続きさまざまな局面で皆様の活動を最大限サポートさせていただき、そういう覚悟でございます。

4. 企業へのメッセージ

また、企業は営利法人ではありませんが、これからの社会において、これまで以上に多様な形での公益活動の重要な担い手になっていただきたいと願うものです。21世紀に入りましてから、企業のCSR活動は、企業自身にとりましても大変重要な活動の一つであります。しかし、それ以上に、もう一步踏み込んでいただきまして、企業の事業活動そのものの中に公益性を追求することが、これからの時代、大変重要なファクターになってきているのではないかと思います。



商人道の中に「三方良し」という言葉がございます。公益活動を体現することは、社会からの信頼、支持、評価にもつながってくるのではないかと思います。そういうことを考えますと、そのことは、ひいては企業の発展成長、充実、さらにサステナビリティそのものにもつながってくるのではないかと思います。

5. 最後に

最後になりますが、公益法人、一般法人、NPO法人を始めとする民間の非営利組織に加えまして、地域コミュニティ、個人ボランティア、そして、営利企業も含めあらゆるセクター、組織が公益活動を担うということが大変重要ではないかと考えます。それらの主体が担う公益活動の中には、ただ今積極的に行っていただいております災害支援はもちろんのこと、教育、福祉、あるいは、我々の生活を豊かにする芸術、文化、スポーツなども入ってまいります。そういった幅広い分野において積極的に、公益活動を担っていただくことによりまして、かつ公益活動が社会インフラとして定着することによって、社会は一層豊かな、温かい、やさしさに満ちたものになるのではないかと思います。私たちの生活も、それに基づきまして深みや潤いのあるものになるのは間違いないのではないかと思います。そして、その実現は私たち一人一人の行動にかかっております。

本日のシンポジウムが、今後日本が進むべき道しるべとなることを願いまして、冒頭の御挨拶に代えさせていただきます。本日は、このように大勢の方に御出席いただきまして、心より感謝を申し上げます。改めて、皆様方のために、私ども委員会も全面的にサポートさせていただくことをお誓い申し上げて、結びといたします。ありがとうございました。

来賓挨拶 内閣府特命担当大臣 稲田 朋美

池田委員長の挨拶に続き、稲田朋美内閣府特命担当大臣から挨拶がありました。

挨拶の中で大臣は、公益法人の東日本大震災における復旧・復興に対して敬意を表するとともに、3つのエピソードを紹介して、日本は道義大国として世界から尊敬される国を目指すべきであり、そうした国民性を有していると発言されました。

また、池田委員長の挨拶にあった「三方良し」の話を取り上げ、強欲資本主義ではない日本型の資本主義が世界に広まるが必要だとした上で、最後に、担当大臣として、公益法人の活動を精一杯支援していきたい旨発言されました。



基調講演 曾野綾子さん～人生のミーティング・ポイント～

続いて、作家の曾野綾子さんによる「人生のミーティング・ポイント」と題した基調講演が行われました。

御講演の中で曾野さんは、御自身が海外邦人宣教者活動援助後援会の活動を始めるきっかけとなった人生の出会い（「ミーティング・ポイント」）に触れながら、40年間の海外援助活動で感じた本当に援助が必要な方にお金を届けることの難しさ、人を助けるということが多くの教えをもらう貴重な機会となったこと、活動現場であったアフリカから多くを学んだことなどについて語られました。

また、最後に、このような活動で一番大事なものは、「受けるより与えるほうが幸いである」という精神であり、その精神が公益の基本であることについてお話しされました。



御紹介いただいたエピソードの一部

- ・ 韓国で公益活動に携わる神父から言われた「人を助けるという貴重な機会は独占せずに、多くの人に分け与えてください」という思想に感銘を受けた。
- ・ マダガスカルを取材で訪れ、知り合いの看護師に会いに行った際、そこには石鹸やミルクがなく、薬包紙の代わりに手紙を切ったものを使用しているなどの貧困状況を初めて目の当たりにした。このような状況に接し、現地のカジノで偶然手にしたお金等を寄附したことが海外邦人宣教者活動援助後援会の始まりであり、「ミーティング・ポイント」であった。
- ・ 海外で本当に援助が必要な方にお金を届けるには、奥地に入っている神父や修道女の方々に預けると本当に正確に使っていただける。現場にいるし、物が壊れたら直すというように大切にしてくれるし、援助後の状況を報告してくれる。これは日本の援助組織に対しても必要とされるものである。
- ・ コートジボワールで識字教育を行うための建物建設に対し援助した後、現地に行った際、その部屋の中が暗かったので、活動に取り組む修道女にランプを追加で買うことを提案した。しかし、学校を明るくすると生徒達の瞳孔が閉まってしまう、暗い夜道を何キロも歩いて帰ることができないことを教えてもらい、日本には分からない現地の実情を認識した。

（文責は公益認定等委員会事務局にあります。）

新公益法人制度の運営状況と公益法人の現状 内閣府公益認定等委員会委員長代理 雨宮孝子

基調講演の後、公益認定等委員会委員長代理の雨宮孝子から「新公益法人制度の運営状況と公益法人の現状」について報告が行われました。

この中では、認定基準などの新公益法人制度の概要や現在の移行申請の審査の状況、東日本大震災における公益法人の活動状況などの新制度の運用状況について触れた後、新制度における公益法人が特例民法法人と比較して寄附金収入が1.8倍になっていることや、各公益法人がどのような目的で活動しているか等の公益法人の現状について説明がありました。



事例紹介・パネルディスカッション

最後に、今後の公益活動の発展に向けての課題やその解決方策をテーマにパネルディスカッションを行いましたので、各出席者の主な御意見を御紹介いたします。

【出席者】

- 鍋島英幸 (公財)三菱商事復興支援財団 副会長
三菱商事(株)代表取締役 副社長執行役員
- 油井元太郎 (公社)SWEET TREAT311 理事
- 木川 眞 ヤマトホールディングス(株)代表取締役社長執行役員
(ヤマト運輸(株) 取締役会長)
- 黒田かをり (一財)CSOネットワーク 事務局長・理事
- 堀田 力 (公財)さわやか福祉財団 理事長 ※コーディネーター



【鍋島英幸：(公財)三菱商事復興支援財団副会長、三菱商事副社長】

- 産業復興・雇用創出に向けて、地元の金融機関と協力し、8件、総額5億5,000万円を支援し、約800人の雇用を創出した。
- 被災大学生へ奨学金として延べ1,700名に21億円を給付した。
- 被災地のために活動するNPO等への助成金として370件、9億円を給付した。
- 「ともに、前へ、ともに、明日へ」が財団の基本であり、地元のニーズに迅速に応え、息の長い支援を行っていく。

【油井元太郎：(公社)SWEET TREAT311 理事】

- 震災後、友人同士が集まって立ち上げた法人であり、震災後の5月頃から炊き出しを実施した。その後、物資支援というフェーズから学習・教育支援に活動内容を変更し、現在は法人が雄勝町に開設した「雄勝アカデミー」で活動している。
- 学習・教育支援によって復興を担う人材を育てたい。
- 被災地は不幸な境遇にあるが、それが逆に新しいものを生み出すチャンスにもなっている。

【木川眞：ヤマトホールディングス(株)社長】

- ヤマトの本業を活かし救援物資輸送協力隊活動を実施し、車両200台、人員500名を投入した。
- 宅急便1個について10円の寄附を1年間継続した結果、純利益の4割にあたる142億円を寄附した。
- 助成にあたっては、「見える支援、早い支援、効果の高い支援」をコンセプトに、174件の応募に対して31件を支援した。
- 事業と一体化する形で地元と共有できる公益的な価値を見出す活動を行っていく。
- 官と民のつなぎ役として公益法人は最も適しているのではないかと。

【黒田かをり：(一財)CSOネットワーク 理事】

- 今回の震災を契機として、NPOとNGO等の連携を始めとして、これまで繋がりがなかったところにセクターを越えた連携が生まれている。
- 公益法人は現場と企業、現場と行政、現場と日本社会をつなぐ大きな役割を果たせるのではないかと。

【堀田力：(公財)さわやか福祉財団 理事長】

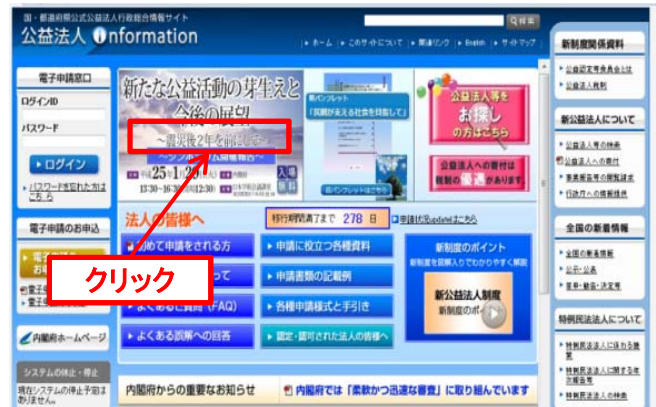
- 新公益法人制度によって、公益法人は官の規制を離れ、自由に志を活かすことができるようになった。我々はそれを活用しなければならない。
- 被災地の声と国・地方自治体をつなげることは、公益法人に適した役割である。
- 公益法人のノウハウと知識が発揮されれば復興の後押しになる。

シンポジウムについて詳しく知りたい方はホームページを御覧ください！！

今回のシンポジウムの内容の詳細は、ホームページ「公益法人information」に掲載しています。

本誌では御紹介できなかった両宮委員長代理の説明内容や資料のほか、パネル・ディスカッションの議事録についても今後掲載の予定です。

御関心のある方は、是非ホームページでシンポジウム全体を御覧いただければと思います。



事業計画書等の提出について

「事業計画書等は、事業年度開始の日の前日が提出期限です！」

公益法人は、毎事業年度開始の日の前日までに「事業計画書等」を行政庁に提出するとともに、法令で定める書類を事務所に備え置く必要があります。(4月から事業年度が始まる公益法人の場合、平成25年度分は、3月31日が休日のため4月1日が提出期限となります。)

「事業計画書等」: 事業計画書、収支予算書(※)、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類等

(※) 収支予算書には、損益計算ベースでかつ事業別に区分された収支予算の数値が記載されている必要があります。

事業計画書等は、公益法人の事業運営について透明性を確保するとともに、その説明責任を果たすために重要な書類ですので、必ず提出期限内に提出するようお願いいたします。

事業報告等については、法律により毎事業年度の経過後3箇月以内に行政庁へ提出する必要があります。社員総会又は評議員会の承認等が必要な事項も含まれていますので、計画的に準備をお願いします。

定期提出書類の提出がない場合は、50万円以下の過料の処罰の対象となるほか、公益認定の取消事由(公益認定法違反)にも当たりますので、十分御留意ください。

なお、事業の実施に当たり、事業内容に変更がある場合は、変更認定又は変更届が必要ですので、早めに行政庁に御相談ください。

定期提出書類の作成と行政庁への提出及び法人事務所への備え置きについては、詳細は『定期提出書類の手引き公益法人編』を御覧ください。

特例民法法人の移行の全体像について

移行期間の満了(平25.11.30)まで残り1年になるに当たり、各省庁と都道府県に未申請法人について平24.12.1時点で移行動向調査を実施^(※)した結果、移行期間満了後の全体像が明らかになりました。

(※)都道府県分を含め全国の法人の状況を調査したのは今回が初めて

① 新たな公益法人・一般法人への移行を20,800法人が選択

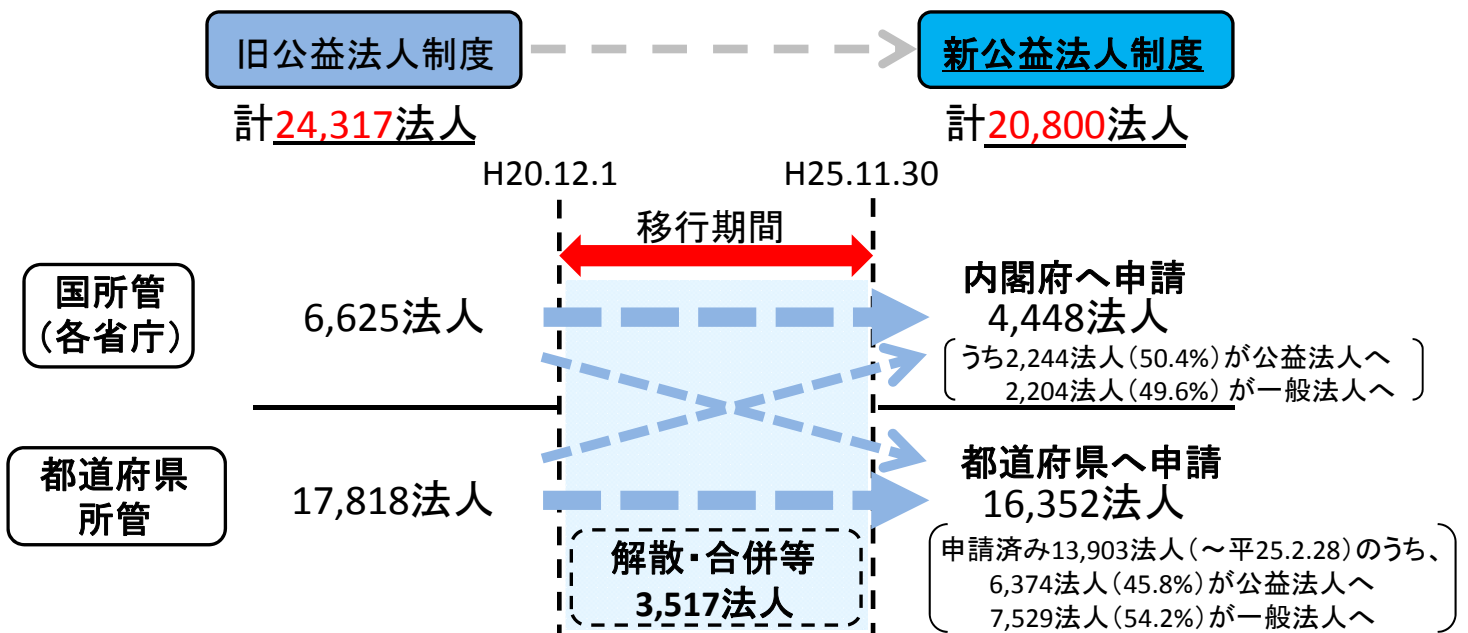
平成20年の新公益法人制度の施行により、旧制度の主務官庁制・許可主義が廃止され、法人の設立と公益性の判断が分離されました。これに伴い、新制度施行時(平20.12.1)に全国で24,317あった特例民法法人のうち、20,800が5年の移行期間中に新たな公益法人又は一般法人への移行を選択する見込みであることが判明しました。

② 内閣府と都道府県への各申請見込数も判明

移行申請見込数20,800法人のうち、内閣府への申請は4,448法人、都道府県への申請は16,352法人となっています。また、内閣府への申請法人のうち2,244が公益法人への移行を選択しています(都道府県については、平25.2.28現在の申請実績13,903法人中6,374が公益法人を選択)。

③ 申請進捗率は約9割に

移行申請見込数を基に25年2月28日現在の申請進捗率を計算すると、全国で86.6%(20,800法人中18,003)となります(申請先別では、内閣府92.2%(4,448法人中4,100)、都道府県85.0%(16,352法人中13,903))。



※詳細はHP「公益法人information」を御覧ください!

申請サポートについて

内閣府では、各種申請サポートを無料で提供しています。これから内閣府に申請を予定されている法人におかれては、以下のサポートを活用して、早期の申請をお願いします。各サポートの予約方法など詳細は、「公益法人information」を御覧ください。

○申請準備が大詰めを迎えている法人はこちら

<民間の専門家を活用した相談会(要事前申込)>

内閣府が委嘱する相談員(弁護士、公認会計士等)による相談会を全国で開催しています(1法人につき1時間程度)。本年度の相談会の参加募集は終了しましたが、来年度も開催する予定です(来年度の日程は、決定次第、「公益法人information」に掲載します。)

<窓口相談(要事前申込)>

1回45分の窓口相談を実施しています。窓口相談の予約は、毎月末から翌月上旬にかけて、「公益法人information」で募集しています。4月の窓口相談は、3月6日(水)まで募集中です。

○まだまだ聞きたい点が多くある法人はこちら

<基礎的研修会の開催(要事前申込)>

移行申請の検討に着手する法人を対象に、当事務局職員が移行申請のポイントを解説します(1回1時間半程度)。次回は3月27日(水)に開催します。
(電話)03-5403-9558 又は9548 (FAX)03-5403-0231 (メール)hiromi.obata@cao.go.jp)

<電話相談>

専門相談員による電話相談を実施しています。
(電話)03-5403-9669 (時間)平日10時~16時45分

○その他のサポート

<業態別説明会への講師派遣(要事前申込)>

業態別の研修会等に当事務局職員を講師派遣し、業態別の個別事情に合わせて説明します。
(電話)03-5403-9558 又は9548 (FAX)03-5403-0231
※派遣に係る旅費等の必要経費については、主催者において負担をお願いします。(謝金は不要です。)

本誌で活動を紹介しませんか？

本誌で活動を紹介したい公益法人を募集しています。下記参照の上、積極的に御応募ください。

(応募手続)

公益法人information (https://www.koeki-info.go.jp/pictis_portal/) の内閣府からの重要なお知らせにある応募フォーム (<https://form.cao.go.jp/koeki/opinion-0004.html>) から、法人名、連絡先担当者名、活動概要を記載の上御応募ください。

(本件問合せ先)

内閣府公益認定等委員会事務局広報係 TEL : 03-5403-9524, 9533 e-mail : koueki-info@cao.go.jp